

# 阪奈中央看護専門学校学則

## 看護学科

奈良県生駒市俵口町450番地

阪奈中央看護専門学校

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、「誠実で豊かな人間性を育み、看護に必要な知識・技術・態度を教授し、専門職業人として社会に貢献できる看護実践者を育成する」ことを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校は、阪奈中央看護専門学校と称し、奈良県生駒市俵口町 450 番地に置く。

(課程、学科及び修業年限等)

第3条 本校の看護専門課程看護学科の修業年限及び学生定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	看護学科	3年	40名	120名

(在学年限)

第4条 学生は、前条に定められた修業年限の2倍に相当する在学年数を超えて在学することはできない。ただし、休学期間は在学年数に算入しない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第5条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

2 学期は次の2期とする。

前期： 4月1日から9月30日 まで

後期： 10月1日から3月31日 まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1)日曜日及び土曜日

(2)国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3)開校記念日:4月 30 日

(4)季節休業日:夏期休暇 5週間 冬期休暇 2週間 春期休暇 3週間

2 学校長は前項の規定にかかわらず、必要により休業日を変更することができる。また臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

3 学校長は教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある場合は、休業日に授業を行うことができる。

## 第3章 教育課程

(授業科目、単位数及び授業時間数)

第7条 授業科目、単位数及び授業時間数は別表(1)のとおりとする。

別表(1)の中、講義及び演習については 15 時間から 30 時間、実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間、臨地実習については 45 時間をもって 1 単位とする。

## 第4章 入 学

(入学の時期)

第8条 本校の入学の時期は、毎年4月とする。ただし、転入学の場合はこの限りでない。

(入学の資格)

第9条 看護学科を受験できる者は、学校教育法第90条第1項に該当する者とし、別に定める規程により入学試験を行う。

(入学の志願手続き)

第10条 入学を志願するものは所定の期日までに、別に定める入学志願書および書類に入学検定料を添えて学校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 本校に入学しようとする者に対して、別に定める規程により選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 入学の選考により合格した者で入学しようとする者は、別に定める規程により指定の期日までに、入学手続きを完了しなければならない。

2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対し入学を許可する。

## 第5章 休学、復学、退学等

(休学)

第13条 疾病又はやむを得ない理由で休学しようとする者は、保証人が連署した所定の休学願を提出して、学校長の許可を得なければならない。ただし、休学の理由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学期間は、引き続き1年を越えることはできない。

(復学)

第14条 休学中の学生が復学しようとする時は、所定の復学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第15条 学生が退学しようとする時は、所定の退学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

(除籍)

第16条 学校長は、次の各号に該当する者を学校運営会の議を経て除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者。
- (2) 行方不明の届出のあった者。

(転学及び転入学)

第17条 学生が転学しようとする時は、理由を記した書類を提出し、学校長の許可を得なければならない。

- 2 他の看護専門学校で1年以上履修した者で本校に転入学を志願する者がある時は、学校長は欠員のある場合に限り、別に定める規程により転入学を許可することができる。
- 3 前項の規定により転入学を許可された者の既に取得した授業科目、単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、別に定める規程により学校長が決定する。

## 第6章 成績の評価、卒業等

(成績の評価及び履修認定)

第18条 単位認定は、講義、臨地実習等に必要時間の取得状況と授業科目の評価(試験、学習報告等)により行う。

- (1) 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- (2) 授業科目及び臨地実習の評価は優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。
- (3) 合格者には所定の授業科目の履修認定を行う。

2 大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者については、基礎分野において既修得した単位が当該科目の認定要件を満たしていれば、単位の認定を受けることができる。

(追試験)

第19条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった場合は、所定の追・再試験受験願を学校長に提出し、承認を得て追試験を受けることができる。

(再試験)

第20条 授業科目の成績が60点に満たない場合は、所定の追・再試験受験願を学校長に提出し、承認を得て再試験を受けることができる。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

第21条 学校長は出席日数の3分の2以上を満たし、第7条に定める授業科目の履修認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(別記様式)を授与する。

(称号の授与)

第22条 学校長は、看護学科を卒業した者に対して「専門士(医療専門課程)」の称号を授与する。

(資格の取得)

第23条 看護学科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

## 第7章 教職員組織

(教職員組織)

第24条 本校の看護学科には、次の教職員を置く。

	人数	備考
学 校 長	1名	病院と兼務
副 学 校 長	1名	専任
教 務 主 任	1名	専任
実 習 調 整 者	1名	専任
専 任 教 員	6名以上	専任
講 師	必要数	非常勤
事 務 長	1名	専任
事 務 職 員	1名以上	専任
カウ ン セ ラ ー	必要数	非常勤
司 書	1名	専任
健康管理医師	1名	非常勤

2 教職員の職務については、組織及び業務基準の定めるところによる。

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第25条 学校長は、学業成績及び操行が特に優秀で他の学生の模範となる行為のあった学生を表彰することができる。

(懲戒)

第26条 本校の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学校長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は訓告、停学、退学とする。

3 前項の退学は、以下の項目に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で改善の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本校の秩序を乱し、学生の本分に反した者。

(5) 納入金未納については、相当の期間を定めて対処したにもかかわらず正当な理由なく納付しない者。

## 第9章 健康管理

(健康管理)

第27条 学生に年1回以上の健康診断を、別に定める規程により実施する。

## 第10章 入学検定料・入学金及び授業料等

(納付義務)

第28条 入学検定料・入学金及び授業料等は、別に定める規程により納めなければならない。

(入学検定料・入学金及び授業料等の額)

第29条 入学検定料・入学金及び授業料等の額は別表(2)に定める。

(休学・退学・停学の場合の授業料等)

第30条 学生が休学を許可され又は休学を命ぜられた場合においても、休学当期及び復学当期の授業料等は納めなければならない。

2 学生が退学を許可され又は退学を命ぜられた場合においても、退学当期の授業料等は徴収する。

3 停学を命ぜられた場合においても、その期間中の授業料等は納めなければならない。

(入学検定料・入学金及び授業料等の返戻)

第31条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として、返戻しない。ただし、所定の手続きをすることにより、入学検定料及び入学金を除く授業料等は返戻することができる。

## 第11章 運営に関する会議

(会議)

第32条 学校長は、学校運営会議を開催する。

2 各種会議については別に定める規程により実施する。

## 第12章 雑則

(細則)

第 33 条 本学則施行に際し必要な細則は、学校長が別に定める。

2 本学則の改廃は、学校長が発議し、評議員会の決議を得て理事会が行う。

(附則)

本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、平成 18 年 10 月 10 日から施行する。

本改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

本改正学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表(1)

## 看護学科教育課程

教育内容		授業科目	単位数	時間数	教育内容	授業科目	単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	国語表現法	1	30	成人看護学	成人看護学概論・保健論	1	30	
		論理的思考	1	30		急性期看護論	1	30	
		生活科学	1	30		回復期看護論	1	30	
		看護情報学	1	30		慢性期看護論	1	30	
	人間と生活・社会の理解	哲学	1	30		終末期看護論	1	30	
		心理学	1	30		がん・周術期看護論	1	30	
		社会学	1	30		老年看護学	老年看護学概論・保健論	1	30
		教育学	1	30	老年看護論Ⅰ		1	30	
		文化人類学	1	30	老年看護論Ⅱ		1	30	
		人間関係論	1	30	老年看護論Ⅲ	1	15		
		家族看護学	1	30	小児看護学	小児看護学概論・保健論	1	30	
	コミュニケーション論	1	15	小児看護論Ⅰ		1	30		
	生命倫理	1	15	小児看護論Ⅱ		1	30		
	英語・英会話	1	30	小児看護論Ⅲ	1	15			
小計	14	390	専門分野	母性看護学	母性看護学概論・保健論	1	30		
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学Ⅰ			2	60	母性看護論Ⅰ	1	30
		解剖生理学Ⅱ			2	60	母性看護論Ⅱ	1	30
		生化学			1	30	母性看護論Ⅲ	1	15
		栄養学		1	15	精神看護学	精神看護学概論・保健論	1	30
		看護形態機能学		1	30		精神看護論Ⅰ	1	30
	微生物学	1		30	精神看護論Ⅱ		1	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学		1	30	精神看護論Ⅲ	1	15	
		疾病論Ⅰ		1	30	臨床実習	成人・老年看護学実習Ⅰ<施設>	1	90
		疾病論Ⅱ		1	30		成人・老年看護学実習Ⅱ<慢性期Ⅰ>	3	90
		疾病論Ⅲ		1	30		成人・老年看護学実習Ⅲ<慢性期Ⅱ>	2	90
疾病論Ⅳ		1		30	成人・老年看護学実習Ⅳ<急性期>		2	90	
疾病論Ⅴ		1		30	成人・老年看護学実習Ⅴ<回復期・リハビリテーション期>		2	90	
疾病論Ⅵ		1		30	小児看護学実習		2	90	
治療総論Ⅰ		1	30	母性看護学実習	2		90		
治療総論Ⅱ	1	30	精神看護学実習	2	90				
薬理学	1	30	地域・在宅看護論	地域環境論	1		15		
健康支援と社会福祉	社会福祉論	1		30	地域・在宅看護概論		1	30	
	公衆衛生	1		30	地域・在宅看護実践論Ⅰ	1	30		
	運動科学	1		30	地域・在宅看護実践論Ⅱ	1	30		
	関係法規	1		30	地域・在宅看護実践論Ⅲ	1	15		
小計	22	645	チーム医療論	1	30				
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30	看護の統合と実践	看護の統合と実践概論(看護管理 医療安全)	1	30	
		基礎看護技術論Ⅰ	1	30		看護の統合と実践論Ⅰ(国際看護 災害看護)	1	30	
		基礎看護技術論Ⅱ	1	30		看護の統合と実践論Ⅱ(看護技術の統合演習)	1	30	
		基礎看護技術論Ⅲ	1	30		看護の統合と実践論Ⅲ(ケーススタディ)	1	15	
		生活援助技術論Ⅰ	1	30		実習地	地域・在宅看護論実習	2	90
		生活援助技術論Ⅱ	1	30	看護の統合と実践実習		2	90	
		生活援助技術論Ⅲ	1	30	小計	66	2220		
		診療援助技術論	1	30	総計	102	3255		
		治療処置別看護	1	30					
		症状別看護	1	30					
		看護研究概論	1	30					
	実習地	基礎看護学実習Ⅰ	1	45					
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90					

別表(2)

### 入学検定料・入学金及び授業料等

- 1 入学検定料 20,000 円
- 2 入学金 250,000 円
- 3 授業料等

区分		金額	納期
授業料	前期	250,000 円	毎年 3 月に納入
	後期	250,000 円	毎年 9 月に納入
実習費	前期	50,000 円	毎年 3 月に納入
	後期	50,000 円	毎年 9 月に納入
施設設備充実費		250,000 円	毎年 3 月に納入

注1) 入学時に関する授業料及び実習費の前期分と施設設備充実費は、入学手続き時の指定期日に納入のこと

注2) 休学の場合は、授業料に代えて在籍料を半期につき 100,000 円納入のこと

別 記  
(様式第 2 号)

第 号
卒 業 証 書
氏 名
年 月 日生
あなたは本校看護学科所定の課程を修めたので卒業証書を授与し文部科学大臣による告示により専門士(看護専門課程と称することを認める
年 月 日
学校法人栗岡学園 阪奈中央看護専門学校 学校長



# 阪奈中央看護専門学校学則

## 准看護科

奈良県生駒市俵口町450番地

阪奈中央看護専門学校

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、「知識の習得を基盤に医師、歯科医師、看護師の指示を受けて准看護師としての観察力、実践力、報告する力を柱に心を込めて安全に安楽に看護を実践できる准看護師の養成と共に、生涯学習者としてあらゆることに関心を持ち、地域に貢献できる学び続ける人を養成する」ことを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本校は、阪奈中央看護専門学校と称し、奈良県生駒市俵口町 450 番地に置く。

(課程、学科及び修業年限等)

第3条 本校の看護高等課程准看護科の修業年限及び学生定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	修業年限	入学定員	総定員
看護高等課程	准看護科	2年	40名	80名

(在学年限)

第4条 学生は、前条に定められた修業年限の2倍に相当する在学年数を超えて在学することはできない。ただし、休学期間は在学年数に算入しない。

## 第2章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第5条 本校の学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は次の2期とする。

前期： 4月1日から9月30日 まで

後期： 10月1日から3月31日 まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開校記念日:4月30日

(4) 季節休業日:

夏期休暇 4週間 冬期休暇 2週間 春期休暇 2週間

2 学校長は前項の規定にかかわらず、必要により休業日を変更することができる。また臨時に休業を必要とする場合は、学校長がその都度定める。

3 学校長は教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある場合は、休業日に授業を行うことができる。

## 第3章 教育課程

(授業科目及び授業時間数)

第7条 准看護科における授業科目、授業時間数は別表(1)の通りとする。

## 第4章 入 学

(入学の時期)

第8条 本校の入学の時期は、毎年4月とする。ただし、転入学の場合はこの限りでない。

(入学の資格)

第9条 准看護科を受験できる者は、学校教育法第57条に該当する者とし、別に定める規程により入学試験を行う。

(入学の志願手続き)

第10条 入学を志願するものは所定の期日までに、別に定める入学志願書および書類に入学検定料を添えて学校長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 本校に入学しようとする者に対して、別に定める規程により選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 入学の選考により合格した者で入学しようとする者は、別に定める規程により指定の期日までに、入学手続きを完了しなければならない。

2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対し入学を許可する。

## 第5章 休学、復学、退学等

(休学)

第13条 疾病又はやむを得ない理由で休学しようとする者は、保証人が連署した所定の休学願を提出して、学校長の許可を得なければならない。ただし、休学の理由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学期間は、引き続き1年を越えることはできない。

(復学)

第14条 休学中の学生が復学しようとする時は、所定の復学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第15条 学生が退学しようとする時は、所定の退学願を提出し、学校長の許可を得なければならない。

(除籍)

第16条 学校長は、次の各号に該当する者を学校運営会の会議を経て除籍することができる。

(1) 死亡の届出のあった者。

(2) 行方不明の届出のあった者。

(転学及び転入学)

第17条 学生が転学しようとする時は、理由を記した書類を提出し、学校長の許可を得なければならない。

2 他の看護専門学校で1年以上履修した者で本校に転入学を志願する者がある時は、学校長は欠員のある場合に限り、別に定める規程により転入学を許可することができる。

- 3 前項の規定により転入学を許可された者の既に取得した授業科目、時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、別に定める規程により学校長が決定する。

## 6章 成績の評価、卒業等

(成績の評価及び履修認定)

第18条 准看護科の学生の成績は、学科試験、臨地実習評価、出席等によって評価する。

- (1) 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。
- (2) 授業科目及び臨地実習の評価は、教科目ごとに総合評価され60点以上を合格とする。
- (3) 合格者には、所定の科目の履修認定を行う。

(追試験)

第19条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった場合は、所定の追・再試験受験願を学校長に提出し、承認を得て追試験を受けることができる。

(再試験)

第20条 授業科目の成績が60点に満たない場合は、所定の追・再試験受験願を学校長に提出し、承認を得て再試験を受けることができる。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

第21条 学校長は出席日数の3分の2以上を満たし、第7条に定める授業科目の履修認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書(別記様式)を授与する。

(資格の取得)

第22条 准看護科を卒業した者には、准看護師試験の受験資格が与えられる。

## 第7章 教職員組織

(教職員組織)

第23条 本校の看護学科及び准看護科には、次の教職員を置く。

	人数	備考
学 校 長	1名	病院と兼務
副 学 校 長	1名	専任
教 務 主 任	1名	専任
実 習 調 整 者	1名	専任
専 任 教 員	3名以上	専任
講 師	必要数	非常勤
事 務 長	1名	専任
事 務 職 員	1名以上	専任
カ ウ ン セ ラ ー	必要数	非常勤
司 書	1名	専任
健康管理医師	1名	非常勤

2 教職員の職務については、組織及び業務基準の定めるところによる。

## 第8章 賞 罰

(表彰)

第24条 学校長は、学業成績及び操行が特に優秀で他の学生の模範となる行為のあった学生を表彰することができる。

(懲戒)

第25条 本校の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学校長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は訓告、停学、退学とする。

3 前項の退学は、以下の項目に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で改善の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。

(4) 本校の秩序を乱し、学生の本分に反した者。

(5) 納入金未納については、相当の期間を定めて対処したにもかかわらず正当な理由なく納付しない者。

## 第9章 健康管理

(健康管理)

第26条 学生に年1回以上の健康診断を、別に定める規程により実施する。

## 第10章 入学検定料・入学金及び授業料等

(納付義務)

第27条 入学検定料・入学金及び授業料等は、別に定める規程により納めなければならない。

(入学検定料・入学金及び授業料等の額)

第28条 入学検定料・入学金及び授業料等の額は別表(2)に定める。

(休学・退学・停学の場合の授業料等)

第29条 学生が休学を許可され又は休学を命ぜられた場合においても、休学当期及び復学当期の授業料等は納めなければならない。

2 学生が退学を許可され又は退学を命ぜられた場合においても、退学当期の授業料等は徴収する。

3 停学を命ぜられた場合においても、その期間中の授業料等は納めなければならない。

(入学検定料・入学金及び授業料等の返戻)

第30条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、原則として、返戻しない。ただし、所定の手続きをすることにより、入学検定料及び入学金を除く授業料等は返戻することができる。

## 第11章 運営に関する会議

(会議)

第31条 学校長は、学校運営会議を開催する。

2 各種会議については別に定める規程により実施する。

## 第12章 雑則

(細則)

第32条 本学則施行に際し必要な細則は、学校長が別に定める。

2 本学則の改廃は、学校長が発議し、評議員会の決議を得て理事会が行う。

(附則)

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

本改正学則は、平成2年4月1日から施行する。

本改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

本改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

本改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

本改正学則は、平成18年4月1日から施行する。

本改正学則は、平成18年10月10日から施行する。

本改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

本改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

本改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

本改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和4年3月31日に在学するものにかかる学則は、改正後の規定にかかわらず、従前の例による。なお、別表(1)については、必要時科目の読み替えを学校運営会議により決定する。

別表(1)

## 准看護科教育課程

教育内容	科目	時間数	小計		
基礎分野	論理的思考の基盤	35	70		
	人間と生活・社会	35			
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	350		
	栄養	35			
	薬理	70			
	疾病の成り立ち	105			
	保健医療福祉のしくみ 看護と法律	35			
専門分野	基礎看護	看護概論	70	735	
		基礎看護技術	245		
		臨床看護概論	70		
	成人看護	210	735		
	老年看護				
	母子看護	70			
	精神看護	70			
	臨地実習	基礎看護		210	735
		成人看護		385	
		老年看護			
		母子看護	70		
		精神看護	70		
総計		1,890			

別表(2)

## 入学検定料・入学金及び授業料等

- 1 入学検定料 20,000 円
- 2 入学金 200,000 円
- 3 授業料等

区分		金額	納期
授業料	前期	180,000 円	毎年 3 月に納入
	後期	180,000 円	毎年 9 月に納入
実習費	前期	50,000 円	毎年 3 月に納入
	後期	50,000 円	毎年 9 月に納入
施設設備充実費		250,000 円	毎年 3 月に納入

注1) 入学時に関する授業料及び実習費の前期分と施設設備充実費は、入学手続き時の指定期日に納入のこと

注2) 休学の場合は、授業料に代えて在籍料を半期につき 100,000 円納入のこと

別 記  
(様式第 2 号)

第 号
卒 業 証 書
准看護科
氏 名
年 月 日生
あなたは本校で 所定の課程を修め その業を卒えたので これを証する
年 月 日
学校法人栗岡学園 阪奈中央看護専門学校 学校長